

短期滞在査証発給の要件

通常時の短期滞在査証(観光を含む)

短期滞在査証の滞在期間は15日、30日、90日とあるが本邦での滞在期間を満たす最短の期間が付与される。

査証免除国

68か国・地域の方は査証を取得せず日本へ短期滞在可能

査証免除国以外

査証申請書類
旅券、査証申請書、写真、利用予定の航空便予定表、渡航費用支弁能力を証する書類、滞在予定表を日本国大使館等に査証申請し、査証発給を受け日本で短期滞在

日本から招へいする場合には次の書類も必要

招へい理由書、身元保証書



新型コロナウイルス水際措置下での短期滞在査証

全ての国・地域から訪日する外国人は査証を取得しなければならない(但し、感染症危険情報レベル3の国・地域は原則入国拒否)

在外公館において観光査証の申請は受け付けていない

但し、10月1日以降申請分の短期(商用)査証については次のとおり

二国間でBT/RTを協議・調整している国・地域

ベトナム、タイ、豪州、ニュージーランド、カンボジア、シンガポール、韓国、中国、香港、マカオ、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、台湾

査証申請書類

旅券、査証申請書、写真、利用予定の航空便予定表、渡航費用支弁能力を証する書類、滞在予定表、招へい理由書、身元保証書

誓約書(ビジネストラック・レジデントラック)写し2通

申請人の在職証明書

行動計画書(ビジネストラックで14日間の緩和措置が必要な場合)

その他の国

左記16か国・地域以外

査証申請書類

旅券、査証申請書、写真、利用予定の航空便予定表、渡航費用支弁能力を証する書類、滞在予定表、招へい理由書、身元保証書

誓約書(レジデントラック)写し2通

申請人の在職証明書